

【シンガポール】 国際仲裁法の改正及び外国出訴期限法の施行

海外立法情報課・遠藤 聡

* 2012年6月1日、シンガポールで、国際仲裁法改正法及び外国出訴期限法が施行された。この2法は、2011年1月の(シンガポール法律アカデミー)法改革委員会の報告書に基づき、国際仲裁及び出訴期限における準拠法の適用に関する法整備が進められることになり、同年10月、法務省が法案を作成し、2012年4月9日に議会で可決されたものである。国際仲裁の法的制度を確立し、国際私法の適用を明確にすることで、シンガポールの国際仲裁地としての地位を確立する狙いがある。

1 『国際私法における出訴期限に関する法改革委員会報告書』の概要

2011年1月、シンガポール法律アカデミー(法律及び法改正に関し情報を提供をする調査研究機関、1988年議会制定法に基づき設立)傘下の法改革委員会は、『国際私法における出訴期限に関する法改革委員会報告書』(以下「報告書」という。)を作成した。報告書は、①これまでの国内法による訴訟手続を改め、外国法に基づく訴えについて外国法上の出訴期限(以下「外国出訴期限」という。)の適用を明確化する、②民法上の権限は、先進諸国と同様に、国際私法の通則となる出訴期限に留意する、③出訴期限に関する法の適用は、公序に反しないものとする、④伝統的慣習と区別した国際礼让に留意した近代的慣習を選択する、⑤コモンローの下で許容されていた不明確な指針から公序の広範な定義を適用し柔軟性に留意する新たな指針への明確化が主な目的となっている。国際私法における出訴期限については、①コモンロー的取組、②シンガポール法の下での位置づけ、③立法改革に関する賛成意見、④立法改革に関する反対意見、⑤改革案の選択肢、を挙げた上で、仲裁、公序、外国判決及び外国の出訴期限法の裁量等を取り上げた。

2 国際仲裁法改正法及び外国出訴期限法の成立

法務省は、2011年10月、国民からの意見公募を1か月間行なった後、国際仲裁法の改正案及び外国出訴期限法の制定に関する法案の作成を本格的に進めた。2012年3月8日、議会において両法案についての第一読会が行われ、国際仲裁法改正の必要性として、仲裁合意に基づき設置され、国際民事紛争の仲裁を行う仲裁廷の仲裁権限及び国際裁判管轄を明確化することで、国際仲裁拠点としてのシンガポールの地位を確立することの意義が説明された。外国出訴期限法の制定については、国際仲裁及び訴訟手続に適用される準拠法となる外国法に関連して当該国の出訴期限に関する法律の適用並びにシンガポール法が適用される特則等を明確化することが説明された。両法案は、2012年4月9日の第二読会で可決され、両法は、6月1日より施行されている。

3 国際仲裁法改正法の内容

シンガポールにおける仲裁手続は、仲裁法及び国際仲裁法で定められている。国際仲裁法が適用されるのは、当事者が訴訟ではなく仲裁合意を選択した国際仲裁事案である。国際仲裁法改正法は、2002年国際仲裁法及び仲裁法の一部を改正するものである。改正の主な目的は、第1に、2006年の国連国際商取引法委員会で改正された国際商事仲裁モデル法を国内で実施すること、第2に、仲裁廷が構成される前に暫定措置を行う権限を有する緊急仲裁人の仲裁判断及び決定を明確化することである。

重要な改正点は、次のとおりである。第1に、仲裁合意の定義に関し、その対象を拡大し、商取引の現実に即した法制度を確立するために、これまでの書面による契約のみならず、口頭又は行為による契約や、電子データ交換、電子メール、電報、テレックス又はファックスによって記録された契約をその対象に加えた。第2に、仲裁権限の審査について、仲裁廷が自己の仲裁権限を有しないと判断した場合、高等法院又は控訴裁判所に対し、その判断を審査する権限を与えた。第3に、緊急仲裁人について、仲裁合意規則に準じて任命され、又は当事者により任命された緊急仲裁人に対し仲裁廷の仲裁人と同等の法的地位及び権限を付与した。第4に、利息の支払について、仲裁廷が元本に加えて利息の支払を命令する権限を有することを明確化した。

4 外国出訴期限法の内容

外国法出訴期限が経過すると、国際民事訴訟又は国際仲裁申立てが却下され、法的救済が行われぬおそれがある。シンガポールで外国法を準拠法とした審理が行われた場合、これまでは外国法出訴期限が適用されず、シンガポール法の出訴期限が適用されてきた。外国出訴期限法は、シンガポールの裁判所で審理される国際民事訴訟又は国際仲裁に関して、出訴期限に関する準拠法を明確にした。外国の出訴期限法が適用される事件については、シンガポールの出訴期限法は適用されない。ただし、一方当事者が不在中は、出訴期限が停止し又は中断する旨の外国法の規定をないものとみなす規定がある。同法により、シンガポール国内における契約上の紛争について、外国法を準拠法とするときは原則として当該国の出訴期限法を適用することが可能となった。当該国の国際私法の定めるところにより、シンガポール法又は第三国の出訴期限を適用することが可能となった。

参考文献(インターネット情報は2012年10月24日現在である。)

・“International Arbitration (Amendment) Act 2012.”

<<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p>>より

・“Foreign Limitation Periods Act 2012.”

<<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p>>より

・*Report of the Law Reform Committee on Limitation Periods in Private International Law*, Law Reform Committee, Singapore Academy of Law, 2011.1.

<<http://www.sal.org.sg/digitallibrary/Lists/Law%20Reform%20Reports/AllItems.aspx>>より